

## 仮釈放と社会内処遇体制（三・完）

——イギリスにおけるパロールを素材として——

瀬川 晃

- 一 はしがき
- 二 イギリスにおけるパロールの基本構造
  - 一 導入の経過と理論的基礎——「ピーク理論」
  - 二 対象者選択過程——スリータイヤズシステム
  - 三 パロール許可基準（以上三三卷六号）
- 三 イギリスにおけるパロールの現状と改革案
  - 一 現 状
  - 二 リサーチ
  - 三 改革案（以上三三卷五号）
- 四 パロールの基本的性格とジレンマ
  - 一 パロール許可手続における二つのモデル
  - 二 パロールの本質
  - 三 パロールのジレンマ
- 五 仮釈放と社会内処遇体制の相互連関
  - 一 結びに代えて——（以上本号）

#### 四 パロールの基本的性格とジレンマ

##### 一 パロール許可手続における二つのモデル

イギリスにおけるパロール許可手続の基本構造については第二章で紹介したが、許可手続には二つのモデルがある<sup>(1)</sup>とされる。一つは「司法モデル」(Judicial Model)であり、他は「行政モデル」(Administrative Model)である。

「司法モデル」では、パロール決定は一種の判決の言い渡しとして考えられ、パロール許可基準は、裁判所の量刑基準と同じである。パロール許可基準のなかで重要なのは、犯罪の重さからみて実際の執行刑期が公平であるということ、および危険な犯罪者から社会を保護することである。パロールの可否を決定する際には、受刑者の人権を保護するためデュー・プロセス概念が適用される。パロール審理にあたり受刑者は自ら意見を述べ、自己に不利な証言に対し証拠を要求することができる。その際受刑者は、法律の専門家からアドヴァイスをうける。さらに、パロール決定に不服があった場合、受刑者は上訴することができる。パロールに関する決定は、刑務所の運営とは全く独立した機関によって行われ、棄却の決定の場合にはその理由が明示される。パロール対象者は釈放後保護観察をうけるが、そこでは犯罪者コントロールの側面が強調され、保護観察官は刑務職員と同様に主に法執行機関としての役割を果す。またパロールを取り消す際にも、デュー・プロセス概念が適用される。けだし、パロール取り消しも、新たな判決の言い渡しにほかならないからである。

一方、「行政モデル」では、パロール決定は行刑段階で受刑者をどの施設・作業に分類・配置するかという判断と何ら異ならず、行政上の必要性と便宜が優先される。パロールの公式的な目的は、刑務所を出所した犯罪者を社会復

帰させることにあるが、パロールの実際的な長所は、刑務所運営に役立つということである。すなわち、パロールは刑務所人口の規模を調節するとともに、受刑者の所内での行動をコントロールする。さらに、パロールは拘禁費用を節約する。パロールの可否およびパロール取り消しの決定を行うのは、刑務所内に設置された行政機関であり、大幅な裁量権が与えられている。パロール決定過程において、デュー・プロセスの概念は適用されない。受刑者自ら陳述する権利はない。さらに、パロールが不許可の場合にも理由は明示されないし、受刑者に上訴の権利は与えられない。

両モデルがそのままではまる立法例はないが、イギリスのパロールの許可手続は行政モデルに属する。イギリスのパロールの運用が徹底した行政モデルであることを強調するE・バーナードは<sup>(2)</sup>いう。イギリスのパロールは裁判所の量刑機能を何ら変更しようとするものではない。すなわちパロール決定は行刑段階で受刑者の処遇分類にあたって行使される行政裁量の範囲を拡大するものにほかならない。さらに、パロール決定過程において、デュー・プロセス条項が全く欠如している。つまり受刑者に聴聞、陳情および上訴の権利が与えられていない。またパロールが不許可の場合にも、その理由が明示されない。パロール委員会は「顔のない (faceless) 男女の集まり」であると受刑者からみられる理由がここにある。受刑者はパロール決定過程において受動的な参加者にすぎず、彼らはパロールの可否が公正に判断されているとは考えていない。バーナードはこのように述べ、パロールの主要な目的は一般に刑務所運営の円滑化にあるとされながら、これでは実際上受刑者の不安をよびおこすばかりか、所内の士気を低下させてしまう<sup>(3)</sup>と指摘した。また、S・マッケイは行政モデルの下で、パロール取り消し率がかなり低いことに注目し、これはパロール執行機関のパロール対象者に対するパターンナリスティックな態度を示すもの<sup>(3)</sup>とした。

イギリスの行政モデルに基づくスリータイヤズシステムに対しては、三つの行政機関(地方審査委員会、パロール

委員会および内務大臣)が各々幅広い裁量権を行使しており、その判断基準は首尾一貫性を欠くのではないかとの疑問が早くから提起されてきた。すなわち、三つの行政機関が別個の判断基準によってパロールを運用することは、パロール決定が恣意に基づき不公正であるとの印象を受刑者に与えるとともに、各機関の間でも互いに不信感をもつのではないかとするのである。他方、イギリスのパロールの許可手続がこのように三つの行政機関によって行われ、行政モデルに基づいているのは、イギリスの刑事司法の伝統であるとするのはE・シーである。彼はアメリカ合衆国の模範刑法典(一九六二年)とイギリスの一九六七年刑事裁判法のパロール規定に関する総合的な比較研究を試み、イギリス人はアメリカ人に比べ行政機関の判断に伝統的に信頼感をもっているとして、次のようにいう。

「無論、イギリス人が人間の不完全さを認識していないというのではない。しかし、彼らは、法的規制によって機関の裁量を制限して決定の柔軟性を奪うことよりも(スリータイヤズシステムのように)最初の機関(地方審査委員会)の決定をコントロールするために、第二、第三の決定機関(パロール委員会および内務大臣)を設置する道を選んだ。それゆえ、パロールについての立法作業の重点がパロール決定機関のヒエラルヒーを創設して各段階の権限を規制することにおかれる一方、実際上のパロール決定をガイドする明確な基準は設定されなかった。パロール許可に關して行政機関を決定的に規制する唯一のものは、パロール適格性の要件を設定したこと位である<sup>(4)</sup>」。

このようにイギリスのパロール許可手続は行政モデルを軸として展開されているが、ではパロール自体はどのような本質をもつものとして捉えられているのだろうか。

(1) E. Barnard, *Parole Decision-making in Britain*, *International Journal of Criminology and Penology*, 1976, vol. 4, pp. 145.

- (2) E. Barnard, op. cit., pp. 147.
- (3) S. Mackey, Prospects for Parole—A Review of the Present System and Attitudes toward it, 1980, p. 16.
- (4) E. Shea, Parole Philosophy in England and America, in: The Future of Parole, D. West ed., 1972, p. 67.

## 二 パロールの本質

パロールの本質については、P・モリスとF・ビバリーによれば、三説がある。<sup>(1)</sup>

第一は「特権＝恩恵説」(‘privilege or grace’ theory)と呼ばれるもので、犯罪者は本来言い渡し刑期の全期間を受刑すべきものであるが、特権ないし恩恵として釈放されると主張する。本説は二つの前提に基づいている。第一に受刑者はすでに法律に従って有罪とされ刑の宣告を受けた者であること。第二に国家は受刑者を言い渡し刑期の全期間を拘禁することができること。すなわち、国家はパロールによって受刑者に早期の釈放という恩恵を与えるにすぎず、受刑者は釈放について法的な権利(right)を持っているわけではない。

第二は「契約＝同意説」(‘contract-consent’ theory)と呼ばれるもので、国家は受刑者との間で遵守事項を守るという「同意」とひきかえに刑務所から釈放することが「契約」されると主張する。そこでは国家と受刑者との間に一種の取引(bargain)が行われる。

第三は「管理説」(‘custody’ theory)と呼ばれるもので、受刑者は釈放されても刑務所と同様に、国家の管理下にあると主張する。そこではパロール対象者は言い渡された刑期が残っている限り自由であるとは考えられず、常にパロールが取り消されて再収容される可能性がある。

これらの三説のうち、イギリスのパロールの本質に近いのは第一の「特権＝恩恵説」である。けだし、三つのパロ

ール決定機関の決定は何れも裁量的なもので司法審査に服さず、受刑者に上訴の権利もみとめられていないし、パールの取り消しも裁量に委ねられているからである。實際上デュー・プロセス条項の適用されないパールの許可手続のなかでは、受刑者の法的権利はかなり制限されていることから、現在、イギリスでパールを法的な「権利」として捉える見解は有力ではない。イギリスにおいてはパール適格者がパール審理を拒否できることから、第二の「契約」同意説」にも近いとも考えうるが、遵守事項の内容と運用からみて、「契約」の実態をそなえていない。けだし、遵守事項も厳格に条件を設定したものではなく、違反があっても即座に契約違反としてパールが取り消されることは稀である。なお、第三の「管理説」は、パール委員会の委員が支持するところで、パール取り消しを正当化する理由づけとして使われる。しかし、本説はパールの適用が恣意的になされているという印象を与えかねないため一般の支持は少ない。

このようにイギリスではパールの本質は恩恵と考えられており、許可手続が行政モデルに基づいているとの見解と同様、これまで大きな異論はみられなかった。しかし、最近、パールの本質を受刑者の「権利」として捉え、パール恩恵説を打破し、許可手続についても司法モデルの導入を目指す思潮が台頭してきた。この思潮に属するものとしては、前章でふれたR・フッドやK・ホーキンスの提案をあげることができる。この背景としては、イギリス刑事政策思潮の流れが「社会復帰モデル」(Rehabilitation Model) に対する「正義モデル」(Justice Model) の台頭という思潮に位置していることを示している。

正義モデルの基本原理は次の通りである。<sup>(2)</sup> (1)正義は犯罪の重さと刑罰の量との均衡を要求する。(2)二つのケースにおいて犯罪の重さが同じである場合、各々の犯罪者は平等に罰せられるべきである。(3)刑罰の量は裁判段階で確定さ

れ、公共に知らせるべきである。(4)量刑は犯罪行為に対する客観的な評価を基礎とすべきである。(5)刑事司法は政府の行政機関から独立して運用されるべきである。(6)刑事司法の目的の一つは犯罪者を過剰な処罰から守ることである。(7)刑事司法の運用において被害者への補償も配慮すべきである。(8)刑事司法は社会の標準的な価値基準を反映すべきである。(9)犯罪者は犯罪という誤ちを犯したのであり、その代償として刑罰という苦痛をうけるに値する。(10)社会的正義を伴ぬ刑事司法は、司法と呼ぶにふさわしくない。

この正義モデルの基本原則を軸として、最近、パロールの本質を権利として捉え、さらに許可手続を行政モデルから司法モデルに転換させようとする動きが確実に支持を増しつつある。しかし、この動向に対して、社会復帰思想を背景としてパロール<sup>3</sup>恩恵説に立って行政モデルを擁護する陣営は次のように反論している。第一に司法モデルはアメリカ合衆国から輸入した借りもの議論にすぎず、デュー・プロセス条項はイギリスのパロールの許可手続にはそのままあてはまらない。第二に行政モデルは裁判官の言い渡した刑期を絶対不変のものと扱わず、判決後の事情も考慮して、実態に即した資料をもとに専門家の参加する機関が刑期を再考慮することを可能にする点にすぐれた長所がある。第三に行政モデルを前提にしたパロール決定には明確な理由づけがなされず、反証が困難であるとの批判があるが、理由が伴っているから決定が健全であるとするもので、理由づけ自体をあまりに理想化している。第四に幅広い行政裁量は受刑者に不安感と不正義の印象を与えているとの批判があるが、裁判所の裁量行為も受刑者に同様の印象を与えている。

以上のように、イギリスでは社会復帰モデルに対する正義モデルの台頭という刑事政策思潮を背景にして、パロール許可手続における行政モデルと司法モデルの対立、パロールの本質をめぐる恩恵説と権利説の対立は拮抗した状態

にあり議論<sup>(4)</sup>が続けられている。わが国の仮釈放手続も基本的に行政モデルに属し、パロールの本質についてもどちらかといえば恩恵説に近い。わが国において司法モデルおよび権利説を採用すべきかについてはにわかには決しがたいが、イギリスの議論が行政モデルおよび恩恵説の持つ問題点を明らかにし、反省を迫っている点はみのがすことができな<sup>(1)</sup>い。そして、これらの議論がすすめられるなかで、手続面のみならず、本質面でもパロールに内在するジレンマが顕在化してきたことも注目に値する。パロールのジレンマについて検討することは次節の課題である。

(1) P. Morris and F. Beverly, *On Licence: A Study of Parole*, 1975, pp. 160-162.

(2) E. Barnard, *The Context of the British Parole System*, *Probation Journal*, 1980, vol. 27, No. 2, p. 45.

(3) Hall Williams, *Natural Justice and Parole* (2), [1975] *Crim. L. R.*, p. 215. N. Walker, *Release by Executive Decision: A Defense*, [1975] *Crim. L. R.*, pp. 540-544.

(4) パロールに関する議論の詳細については、瀬川晃「社会内処遇は新たなニュートピアか」犯罪と非行四九号八頁以下参照。

### 三 パロールのジレンマ

一 パロールには本質的なジレンマが存在すると指摘するのは、R・フッドである。フッドによれば、<sup>(1)</sup>パロールには四つの主要な緊張関係がある。第一にパロールには受刑者の刑務所内での行動に対する賞罰としての機能と釈放後の行動に対するアフターケアとしての機能があり、実際上この両者は調和しにくい。第二に裁判所が量刑を行い判決を言い渡す際の判断内容とパロール委員会が判決後の諸状況を踏まえて言い渡し刑期を再考慮する際の判断内容は、しばしばくいちがう。第三に仮釈放せず受刑者を刑期満了まで拘禁することによって公共を保護しようとする<sup>(1)</sup>ことと仮釈放者に対する保護観察と実際のな援助を通して公共を保護しようとする<sup>(1)</sup>こととの間には大きなギャップがある。第四に受刑者個人の福祉にとって最善と考えられることと公共の福祉の観点からみて望ましいこととは対立する。

このパロールのジレンマはイギリスの場合とくに顕著にあらわれた。イギリスでパロールのジレンマが拡大してあらわれたのは、パロールが導入された時期に深くかかわっている。

たしかに、パロールが導入された一九六〇年代のイギリス刑事政策を巨視的にみれば、「社会復帰理論の時代」であった。ケンブリッジ大学犯罪学研究所を中心とした伝統的な犯罪学陣営のリサーチは、主に、犯罪者処遇における社会復帰的有効性の検証を目的としていた。内務省も当時の刑事政策の重点を犯罪者の社会復帰においた。矯正当局は刑務職員を犯罪者改善のための科学的な専門家として位置づけ、そのような専門家の任用・研修の充実に努力した。更生保護も、それまでの宗教的な伝統を脱し、保護観察は科学的なケースワークとして捉えられ、保護当局は処遇のエキスパートとしての保護観察官の養成に力を注いだ。このような時代にあつて、パロールは社会復帰のための犯罪者処遇を拡大するものであり、パロール導入は社会復帰理論の時代における一つの「自然的な発展」と考えられたのである。<sup>(2)</sup>

しかし、パロール施行の一九六七年は社会復帰理論の時代に属しているとはいえ、その終焉を告げようとしている時でもあった。まず、犯罪者処遇に関するリサーチの多くがその結論としてとくに施設内処遇の矯正効果に疑問を投げかけた。また、犯罪者処遇の担い手は科学的な専門家にゆだねるべきであるという思想は行政権力の肥大化をうみ、「専門家専制」とよばれる弊害が生じた。さらに、国家が犯罪者の人格を矯正・改善することに対しては、アンソニー・バージェスが小説『時計じかけのオレンジ』(Clockwork Orange)で警告を發したように、「国家の市民に対する過剰な干渉」として批判された。それゆえイギリスではパロールが施行された時期に犯罪者処遇の社会復帰モデルに対する批判が徐々に高まりつつあったという「時代の皮肉」<sup>(3)</sup>があつたのである。

また、D・スミスによれば、イギリスでは、社会復帰目的を中心とした犯罪者処遇に関するコンセンサスそのものがはかない (ephemeral) 運命にあった。けだし、彼によれば、「社会復帰理論の時代」と呼びうるのは、正確に言えば一九五五年から一九六五年の間にすぎない。一九六五年にはいわゆる大列車強盗事件の主犯R・ビッグスの脱獄がおこり社会の耳目を集めるとともに、これを一つの契機として発表されたマウントバットン報告は刑務所の運営を矯正処遇から保安を中心としたものに転換させることを提案した。D・スミスはこの報告書により、社会復帰理論の時代は終焉を迎えていたとするのである。そうであるとすれば、パロールは一方で社会復帰処遇の拡大として捉えられながら、他方ではパロールに社会復帰的有效性を期待することが困難である刑事政策思潮のなかで育まれたのである。この刑事政策思潮のジレンマがパロールの本質的なジレンマを一層拡大再生産させたのである。

二 この処遇思潮およびパロールの本質的なジレンマが相乗的にあらわれたのが、イギリスのパロールの理論的根拠であるピーク理論であったということができる。ピーク理論に対しては、二章の一でふれたように、さまざまな影響があったが、その中核となる批判はこの理論が虚構のものであり、処遇の現実と相いれないというものであった。この点についてR・フッドは次の五点を指摘する。<sup>(5)</sup>

第一に現代における刑務所の条件および受刑者の生活に関する実態調査はピーク理論を証明していない。第二に受刑者の所内での生活に関するリサーチからは、刑務所での訓練がつづけられるなかで徐々に受刑者の改善・更生がすすみピークに達するという事実をみとめがたい。むしろ、改善・更生という観点からみれば、受刑者は所内での訓練に対するよりも釈放が近づくにつれて積極的な反応をする。それゆえ、刑務所での受刑者の生活反応は「逆U字型」のピーク理論よりも「U字型」の理論に合致する。第三に斬新な矯正処遇として期待された特殊な刑務所訓練プログラ

ラム(例えば、グレンダンの精神医療刑務所での「治療共同体」を目指した訓練計画)でも、その効果についての追跡調査によれば良好な成果をえておらず、ピーク理論を支持する根拠を与えていない。第四に施設のタイプ、刑期および施設内での教育計画などを考慮せずに、単純に施設内での訓練に対する反応のみで受刑者の釈放後の再犯率を予測することは困難である。第五に刑務所内には刑務職員の行動や受刑者の副次文化など測定困難な要素も多く、ピーク理論のように、受刑者の行動変容を単純に測定できない。

このように、ピーク理論は現状では経験的な証拠によって確立されたものとはいえない。また仮に受刑者が刑務所での矯正処遇をうける過程で処遇成果が最も顕著にあらわれるピークの時点が存在するとしても、J・マーチンが指摘するように、<sup>(6)</sup>それをいかに認定するかが問題点として残されている。したがって、ピーク理論は、理論的にも経験的にも詭弱な基礎の上にあり、イギリスにおけるパロールのジレンマを如実に示しているといえよう。

三 では、パロールのジレンマは、実際のパロール審理にどのようなふうに行われているのだろうか。パロール審理についてはこれまで本格的なリサーチが行われておらず、詳細に解明されていないが、いくつかの注目すべき実態が徐々に明らかになりつつある。

第一にパロール許可率について地方審査委員会の間でかなりのばらつきがある。この点は内務省リサーチ・ユニットのパロール研究<sup>(7)</sup>(一九七七年)によって指摘された。そこでは開放施設と閉鎖施設との間にパロール許可率の高低があることは無論、両施設群のなかでも、各刑務所の地方審査委員会の間に相違が見出された。このような指摘から、地方審査委員会のパロール決定は首尾一貫性を欠き、受刑者にパロールは富くじ(Lottery)であるとの印象をうえつけたとの批判が生まれた。<sup>(8)</sup>この地方審査委員会間におけるパロール許可率のばらつきは、パロールを支える原理およ

び理論が經驗的に確立された事実に基づいていないことを示しており、その結果として委員会間のパロールに対する認識・理論にくい違いをもたらしたといえよう。

第二にパロール審理は書面を中心にするが、その内容の信頼性に疑問がもたれている。この点は、P・モリスとF・ビバリーの調査<sup>(9)</sup>(一九七五年)が明らかにしたもので、パロール審理録に含まれる各種の報告書に疑問がもたれた。報告書を提出する刑務職員は、受刑者の行動の科学的な評価についての実際的な訓練をうけておらず、知識も乏しい。刑務所福祉官も、受刑者の行動評価について自信をもっておらず、釈放後の受刑者の状況に関して知るところが少ない。また環境調整報告書は、パロール審理が遅延しすぎるため、内容が時宜を失することが多いし、犯罪および前歴についての警察報告書も皮相な内容にとどまっている。また受刑者の提出する書面も画一的で、自己弁護のものが多く、このようにパロール審理の基礎となるべきパロール審理録に、パロール決定の重要な決め手となる情報が欠如していることは、パロールにおける理想と現実のギャップの一つの側面を示している。

他方、地方審査委員会のパロール決定に大きな影響を与えているのは、實際上刑務所長補佐(Assistant Governor)の評価であるとの指摘もなされている。モリスとビバリーの研究<sup>(10)</sup>では、地方審査委員会が刑務所長補佐の判断に従う割合は八一%であり、内務省のリサーチ・ユニットの調査<sup>(11)</sup>でも、当該の割合は八六%であった。このように、地方審査委員会のパロール決定の可否と刑務所長補佐の判断とが高い相関関係にあることは刑務所長補佐がパロール適格者に対するインタビューを基礎に、社会復帰の見込みと拘禁の効果について概括的な意見を述べる地位にあることから考えると理解できる。しかし、このような一部の刑務職員がパロール決定の可否を左右しており、行動評価に関する能力が職員の間でかなり異なる現実を考えると、主観的・恣意的なパロール決定がなされる可能性があると<sup>(12)</sup>の危惧を

払拭できない。

第三にパロール対象者を選択する手続のなかで、受刑者の果す役割がきわめて小さい。これは、P・モリスとF・ビバリーのリサーチ<sup>(13)</sup>で明らかになったし、つとに、K・ホーキンスが、受刑者にパロールに対する誤解、無力感およびシニカルな感情をうえつける元凶であるとして警告を発している点<sup>(14)</sup>である。すなわち、受刑者にはパロール聴聞権が与えられていないばかりか、パロール審理録を閲覧することも認められていない。しかも、パロールが許可されない場合にその理由が示されない<sup>(15)</sup>ので、受刑者は将来の行動の指針をうることもできない。パロールは釈放時期を受刑者の主体的努力にかかわらせる点に真骨頂があるが、パロールの対象者選択過程の現状は、受刑者を客体化しており、受刑者の主体性が発揮される余地はきわめて制限されている。

第四にパロール決定の実際とパロールの基本原則との間に矛盾がある。イギリスのパロールを正当化する原理はピーク理論であり、そこでは受刑者の改善・更生がピークに達した時点で釈放する点にパロールの中心的意義があり、受刑者の矯正処遇への反応の良否がパロール許可の重要な鍵を握るものと考えられた。しかし、フッドがリサーチの結果を踏まえて指摘するように、<sup>(15)</sup>パロール委員会が釈放決定に際して重視しているファクターは施設内での操行、過去の犯罪歴、家族関係および釈放後の就職の可能性であり、受刑者がいかに矯正処遇に反応するかには重点がおかれていない。そしてこれは現在の処遇技術や予測科学の発展段階を前提とするかぎり、受刑者に対する矯正処遇のプロセスのなかで、処遇の最良段階であるピークの時点をみきわめることが困難であることを物語っている。

第五に結局、実際のパロール審理では、過去の犯罪歴、釈放後の諸状況および刑務職員に対する態度の良否からみて、再犯の可能性が少ないとみられる *the good risk* の者が、一種の職業的な直感ないし勘によって選出されて

いる。同時にこの *the good risk* の者に対するパロール監督の果す役割はそれほど大きくないことも忘れてはならない。<sup>(16)</sup> ウェストの指摘に<sup>(17)</sup> 負えば、保護観察に付するニーズが最も高いのは、*the bad risk* (予後の悪い者)には至らないが、*the good risk* よりは処遇困難が予測される者である。すなわち、保護観察を真に必要としているのは、*the good risk* の者と *the bad risk* の者との中間に位置する受刑者である。<sup>(18)</sup> つまり、*the good risk* および *the bad risk* のいずれに属するかの判断をしかねる者こそ、社会のなかで、その予後を観察する必要があるのである。しかし、この中間の受刑者は、おそらく数の上で最も大きな割合を占めながら、最もみきわめのつかない対象者群である。それゆえ、パロール委員会および地方審査委員会は、これらの者のパロール決定については、慎重ないしは消極的な態度を維持することが失敗の少ない安全な方策なのである。このように両委員会が、パロール決定に際して安全第一主義を維持し、最もパロールを必要とする対象者をパロールによって釈放できない点にこそ、パロールの決定的なジレンマがある。ではこのようなパロールの運用に凝縮したパロールのジレンマを解く道はあるのだろうか。終章の課題として検討したい。

- (1) R. Hood, *Some Fundamental Dilemmas of the English Parole System and a Suggestion for Reform*, in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas ed., 1974, p. 2.
- (2) E. Barnard, *The Context of the British Parole System*, *Probation Journal*, 1980, vol. 27, No. 2, p. 46.
- (3) E. Barnard, *Parole Decision-making in Britain*, *International Journal of Criminology and Penology*, 1976, vol. 4, p. 151.
- (4) D. Smith, *Individualisation and Justice*, *Probation Journal*, 1980, vol. 27, No. 4, p. 111.
- (5) R. Hood, *op. cit.*, p. 6.
- (6) J. Martin, *The Local Review Committee*, in: *The Future of Parole*, D. West ed., 1972, p. 49.

- (7) Home Office, Parole in England and Wales, Home Office Research Study, No. 38, 1977, pp. 34.
- (8) D. Thomas, Summary of Discussion (Cropwood Round-Table Conference, December, 1973), in: Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal System, D. Thomas, ed., 1974, p. 97.
- (9) P. Morris and F. Beverly, On Licence: A Study of Parole, 1975, pp. 75.
- (10) Ibid., p. 76.
- (11) Home Office, op. cit., p. 38.
- (12) A. Bottomley, Decisions in the Penal Process, 1973, p. 205.
- (13) P. Morris and F. Beverly, op. cit., pp. 75.
- (14) K. Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, British Journal of Criminology, 1973, vol. 13, No 1, pp. 10.
- (15) R. Hood, op. cit., p. 7.
- (16) D. West, Parole in England: Some Comments on the System at Work, in: The Future of Parole, D. West ed., 1972, p. 23. R. Hood, op. cit., p. 7. P. Morris and F. Beverly, op. cit., p. 163.
- (17) D. West, Ibid.
- (18) これまでの社会内処遇のサーチによっても、中間のケースにこそ社会内処遇の効果があらわれることを示唆している。  
岩井敬介「保護観察の『効果』について」小川博士古稀記念論集(昭和五二年)四四二頁以下参照。

## 五 仮釈放と社会内処遇体制の相互連関

——結びに代えて——

一 本稿ではこれまでイギリスのパロール許可手続の基本構造と現状を紹介するとともに、社会内処遇体制の力量を視野におきつつ仮釈放制度の発展と限界を考察しようとしてきた。

第一章で本稿の問題意識を明らかにした後、第二章でイギリスにおけるパロールの基本構造、第三章でパロールの現状と改革案を紹介した。さらに第四章ではイギリスにおけるパロールの基本的性格とそのジレンマを検討した。そこで明らかになったパロールの実態は、次のようなものであった。

すなわち、イギリスにおけるパロール対象者の選択は、かなりの程度に刑務職員の職業的な直感ないし勘に依存しており、*the good risk* と *the bad risk* の中間に位置し最も予後のみきわめのつかない対象者群については、できるだけ消極的な決定を下す安全第一主義が貫かれている。このパロールの運用の実態はイギリスのみの特殊な事情を示すものではない。むしろ、それはパロール制度をも多くの国々がかかえる共通の苦悩を示すものであろう。<sup>(1)</sup> わが国でも、仮釈放の消極的運用が議論されて久しいが、その消極的運用に連なるパロールのジレンマを解く鍵は見出されていない。

二 本稿は、イギリスにおけるパロールの動向を素材として、仮釈放制度発展の真の手がかりをえようとしてきた。そして、本稿の検討を通して、仮釈放は社会内処遇体制に密接に関連しており、仮釈放の運用は社会内処遇体制の実力の程度に左右されているとの基本的視座を確認できたと思われる。

第一にパロール導入に至る歴史的経過からふりかえてみよう。一九六一年刑事裁判法はパロールに先立ち、中期、長期受刑者に対する強制的なアフターケアとして必要的保護観察を導入しながら実施に至らず、その後、一九六七年刑事裁判法をめぐる議論のなかでも、必要的保護観察は採用せず、代りにパロールが導入された。これは、当時の社会内処遇体制の力量からみて必要的保護観察の対象予定者数（五、〇〇〇名）が過大であり、パロールであれば委員会の裁量により社会内処遇体制の力量に応じてパロール対象者数を調節することが可能であると考えられたからで

ある。

第二にパロールが導入された初期、パロール委員会や地方審査委員会が対象者の選択に対して「臆病」(timid)であると批判をうける位、きわめて注意深い態度をとったことが想起されねばならない。この態度は、両委員会がパロールに関する実際的な経験や知識を未だ十分に有していなかったことにもよるが、決定的な要因としては、当時、社会内処遇体制が十分に整備されておらず、両委員会がパロールを許可しても釈放後にどのような社会内処遇が予定されているかについて確かな展望をもちえなかったことが指摘されるべきである。

第三に一九七〇年代に入り、パロール導入当時きわめて低率であると批判されたパロール率が着実に上昇の傾向を示したが、これは社会内処遇体制の強化が徐々にはかかれていたことと軌を一にしている。とくに保護観察官の着実な増員はパロール委員会や地方審査委員会にとって、釈放後における受刑者の処遇に対する信頼を強めるものであった。また社会内処遇体制の強化がはかれるにつれ、遅滞化していたパロール審理のスピードアップが可能となった。

第四にパロール手続を公正化しようとする改革案も、その成否は社会内処遇体制の充実にかかわっている。すなわち、パロール聴聞権を全対象者に与え、パロールの決定理由を明示するためには、パロール委員の増員は無論、パロールの聴聞や決定理由の明示の基礎資料を収集・準備する保護観察官の飛躍的な増員がなされなければ実現は不可能である。

このように、仮釈放は社会内処遇体制に密接に関連しており、仮釈放の運用は社会内処遇体制の実力の程度に左右されている。端的にいえば、仮釈放の消極的運用こそは社会内処遇体制が弱体であることを反映するものである。<sup>(2)</sup> 社

会内処遇体制の力量が不十分であるから、委員会は the good risk と the bad risk の中間の対象者群を社会内処遇に移してよいとの決断がつかないのである。このような状況の下では、従来のパロール時期の相場を踏まえて、予後のみきわめのつかない対象者については、できるだけパロールを認める時期を遅らせ、リスクを回避しようとされる。それゆえ、このような対象者群に対する仮釈放を活性化させる重要な方策は、何よりも社会内処遇体制を着実に充実・強化させてゆくことにあるといえよう。そして、そのような方策を現実化してゆくことが、究極的に仮釈放の積極的な運用に転ずる一つの道になると思われる。

三 他方、社会内処遇体制の力量が不十分な段階にあっては、仮釈放期間中の再犯を直接的なパロールの失敗に結びつけることは妥当ではない。すなわち、保護観察の処遇能力が高まり、パロール対象者が社会内で真の意味で「社会内処遇」をうける状況に至ってはじめて仮釈放期間中の再犯をパロールの成否を考える一つの要素とすることができるのである。ハント卿の言うように、パロールの取り消しによってパロールの失敗を述べることは、パロールを取り消されない対象者の数によってパロールの成功を高唱することと同様、誤解を招く (misleading)<sup>(3)</sup> ののである。

さらに、仮釈放者と満期釈放者の再犯率の単純な比較を行い、仮釈放者の再犯率の高低によってパロール制度の成否を論じることは、現段階では非科学的かつ短絡的であり、パロール制度の発展を阻むものである。けだし、仮釈放者と満期釈放者双方におけるサンプルとしての質の相違の問題もさることながら、このような比較を行いうる程度に社会内処遇体制が整備あるいは組織化されていないからである。また、D・ウェストも指摘するように、社会一般や報道機関も仮釈放者に目を向けがちであり、その再犯がより重大な事件としてとり扱われるからである。この点は、法執行機関の側についても同様であり、仮釈放者の再犯は満期釈放者に比べ発見されやすい。そして、パロールの成

否を論じる際、本来パロールによって釈放することが可能であるのに満期で釈放された者やパロールによって釈放されたが本来より早期に釈放されるべきであった者の「失敗」率、さらに the good risk のなかでも本来全く保護観察を必要としない者の「成功」率は測定がほとんど困難であることも考慮に入れる必要がある。<sup>(5)</sup> P・モリスらがいうように釈放の時期が正しかったかどうかの判断は依然として推し測ることのできない問題に属するからである。<sup>(6)</sup>

以上が、イギリスにおけるパロールの動向の検討を通して得た基本的視座と帰結である。わが国の仮釈放についても、その消極的な運用が早くから指摘されながら、前述したように積極化に転ずる突破口は依然として見出されておらず、解決策の模索は刑事政策上の重要課題となっている。無論、イギリスのパロールに関する本稿の分析・検討がわが国の仮釈放の展開に直接的に寄与するものではない。しかし、わが国における仮釈放の許可手続は行政モデルに近く、仮釈放も恩恵として捉えられる傾向の強い点でイギリスにおけるパロールのメカニズムと近似した構造をもっている。それゆえ、本稿でえた基本的視座と帰結がもつ意義はわが国においても小さくないと思われる。

現代における仮釈放制度の主要な課題は、受刑者を釈放すべきかどうか (whether) ではなく、いか<sup>(7)</sup> (how) 釈放すべきかにある。<sup>(7)</sup> このような重点の移行の狙いは仮釈放を原則化し活発な運用を期する点にあるが、わが国でも、イギリスでの経験を参考に、今後、真の意味の仮釈放の原則化および積極的運用を実現するための可能性を探っていく必要があると思われる。

(完)

(1) 伊福部舜児「仮出獄者の選択について」更生保護と犯罪予防六〇号四七頁以下は、わが国において、いわゆる中間疑問群に対する仮釈放が消極的に運用される傾向が強いことを指摘し、反省を求めている。

(2) R. Hood, Some Fundamental Dilemmas of the English Parole System and a Suggestion for Reform, in: Parole—

- Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems, D. Thomas ed., 1974, p. 9.
- P. Morris and F. Beverly, *On Licence: A Study of Parole*, 1975, p. 163.
- (3) Lord Hunt, *Reflections on Parole*, in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas ed., 1974, p. 90.
- (4) D. West, *Parole in England: Some Comments on the System at Work*, in: *The Future of Parole*, D. West ed., 1972, p. 24.
- (5) P. Morris and F. Beverly, *op. cit.*, p. 143.
- (6) *Ibid.*
- (7) A. Bottomley, *Decisions in the Penal Process*, 1973, p. 211.